

令和5年度 運輸安全マネジメントの取り組みについて

令和5年 4月 1日

名鉄東部交通株式会社

◆ 輸送の安全のための指針

「安全、安心、親切」(安全は最大の信用維持の基)

○社内への周知方法 各営業所計算室等に年間にわたって掲示します。

◆ 輸送の安全に関する基本的な方針

- (1) 輸送の安全が最重要であることの意識を徹底させ、関係法令及び安全管理規程 に定められた事項を遵守いたします。
- (2) 輸送の安全に関する目標をたて、全社員に周知させることで安全意識を高めます。
- (3) 輸送の安全に関するチェックを行い、必要な是正措置及び予防措置を講じます。
- (4) 情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有いたします。

◆ 安全重点施策

1. 輸送の安全に関する目標

- (1) 死亡事故など重大事故の撲滅を目指します。
- (2) 有責事故発生件数 34件以下 を目標とします。

○令和4年度発生件数 43件

○令和3年度発生件数 42件

2. 目標達成のための施策

(1) 点呼時等の通常指導

○点呼を確実に実施し、免許証・アルコール検知器によるチェックを行うとともに、乗務員の健康状態の把握に努める。

○自動日報のデジタルタコグラフによる速度超過、急発進、急加速、急減速等のチェックにより安全に対する指導を行う。

(2) 安全運転教育及び指導

○事故惹起者に対する有責事故惹起者指導教育会議を開催し、事故再発防止に努める。(都度開催)

○ドライブレコーダ解析による個別指導の実施により事故防止の啓発に努める。

- ・事故惹起時における映像確認に基づく即時指導の実施。
- ・定期的な映像チェックにより、運転特性を確認し不適切な運転内容の乗務員に対する個別指導の実施。

○運輸当局及び事業者団体主催の交通安全・事故防止に関するセミナー及び損保会社による事故処理関係等に関する教育会議への参加により、安全運転・事故防止に対する意識を向上させる。

○適性診断と健康診断の計画的な受診及びその結果に基づき、運転特性、健康状態を把握し、改善の必要のある乗務員に対して指導教育、検診受診の勧奨を実施する。

3. 安全に関する情報交換 部所長会議、労使協議会、管理者会議、職制会議、班会議において、安全輸送についての検討・情報の収集及び重大事故情報を共有し、問題点の把握・改善に努め危機意識及び安全に対する啓発をいたします。

◆ 安全重点施策における目標達成状況

(1) 令和4年度の自動車事故報告規則第2条に規定する事故は1件でした。

(2) 令和4年度目標有責事故件数35件以内(前年度比同件数)に対して、発生件数43件(前年比1件増加)でした。

走行距離10万kmに対する発生率は0.67でした。(発生率目標0.4以下)